

一般廃棄物収集運搬業許可証

株式会社 山梨クリーンサービス
 代表取締役 功刀鉄也 殿

令和 2 年 9 月 25 日付けで申請のあった、一般廃棄物収集運搬(事業系ごみ)業を廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項及び第3項の規定により、次のとおり条件を付して許可する。

令和 2 年 9 月 25 日

笛吹市長 山下政樹



営業所の所在地及び名称	山梨県甲府市和戸町1219-4	
	株式会社 山梨クリーンサービス	
取り扱い種別	事業系一般廃棄物	
営業区域	笛吹市(事業系ごみ)	
車両数及び 車両種別	許可車両 (計1台)	塵芥車 1台・コンテナ車0台・トラック0台・糞尿車0台
	許可車両 ナンバー	山梨 800 す 2376
期間	令和 2 年 10 月 7 日～令和 4 年 10 月 6 日	
条件	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法施行令並びに施行規則の定めるところにより処理し、笛吹市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び施行規則の規定を遵守すること。 ・笛吹市以外の事業系一般廃棄物は運搬しないこと。(厳守) ・営業許可区域の収集運搬状況報告書を毎月10日までに提出すること(厳守) ・取扱い許可種別の積み替え及び積み置き保管は不可(厳守) ・その他市長の指示に従うこと ・可燃ごみ・粗大ごみは、甲府・峡東クリーンセンターもしくは、笛吹市一般廃棄物処分業許可業者に搬入すること(厳守) 	